

令和4年度 第2回 名古屋市環境影響評価審査会
会議録

1 開催日時

令和4年10月20日（木）午前10時～正午

2 開催場所

市役所大会議室（東庁舎5階）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、審査会委員はWEB会議システムにより参加

3 出席者

(1) 審査委員（五十音順、敬称略）

青木	聡子	（名古屋大学准教授）
石井	仁	（名城大学教授）
市野	良一	（名古屋大学教授）
岡村	聖	（名古屋産業大学教授）
片山	直美	（名古屋女子大学教授）
黒澤	浩	（南山大学教授）
佐野	泰之	（愛知工業大学教授）
田代	むつみ	（名古屋大学特任講師）
都竹	愛一郎	（名城大学教授）
西田	佐知子	（名城大学准教授）
西野	隆典	（名城大学教授）
橋本	啓史	（名城大学准教授）
藤田	素弘	（名古屋工業大学教授）
洞澤	秀雄	（南山大学教授）
増田	理子	（名古屋工業大学教授）
横田	久里子	（豊橋技術科学大学准教授）

計 16 名

(2) 事務局 地域環境対策部長始め 5 名

(3) 傍聴者 1 名

4 議事及び意見等の要旨

事務局より、今回の審査会の出席者が16名であり、審査会が成立していることを確認した。また、本日のスケジュールについて簡単に説明した。

[事務局] 大江川の準備書のアセス手続きの状況ですが、9月6日から10月5日まで、図書の縦覧・閲覧を行い、縦覧・閲覧者数は計54名と他案件より多めとなっております。また、準備書に対する市民等からの意見を本日20日まで受け付けており、現時点で2件の提出があります。

なお、9月17日に事業者による準備書説明会が開催されましたので、本日はこの説明会の開催状況を最初に説明させていただき、次に、前回の審査会での質問と回答をご説明させていただきます。その後、準備書の「大気質」「悪臭」についてご審議をお願いしたいと思います。

それでは、以降の取り回しは市野会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議題 大江川下流部公有水面埋立てに係る環境影響評価準備書について

[会 長] それでは、本日の議題「大江川下流部公有水面埋立てに係る環境影響評価準備書について」の審議に入りたいと思います。

まずは、資料1「説明会の開催状況について」、資料2「令和4年度第1回審査会での質問と回答」について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] (資料1、2について説明)

[会 長] ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますか。

[委 員] 2点あります。1点目は、私は生物の専門ではありませんが、資料2のスナメリの調査について、40時間実施したとあります。スナメリが海上に現れるタイミングなど、どの40時間なのかが大事だと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。また、基礎資料調査では、名古屋港内の広い範囲で確認されているということで、これも重要かと思えます。この40時間の中で確認されなかったから、基礎資料で確認されているという点を看過するのはどうなのかという点が1つ目です。

2点目です。資料1の2ページ(3)、ルート4がどうしても必要という事業者の回答ですが、対策として速度抑制等を回答されています。例えば走行時間帯を工夫できないのでしょうか。通学路なので、朝夕の登下校時にトラックの通行をなるべく避けるといった、時間帯の工夫があるのではないかと思います。

[事務局] 1点目のスナメリの件ですが、調査は各四季計40時間行っております。また、既存資料には名古屋港内の広い範囲で確認されているということを踏まえ、いま委員からいただいた意見、資料2にありますメール等でいただいた意見と合わせて、名古屋港水族館へのヒアリングも含めて、事業者が対応できる内容等確認し、準備書の「動物」でご審議いただく際に、ご紹介できればと思います。

2点目ですが、準備書の説明の際に、このルートがなぜ設定されているのかという点もご説明させていただければと思います。委員からいただきました、時間帯の工夫については事業者を確認させていただきます。

[会 長] ありがとうございました。他にございますか。

細かい項目につきましては、今後の準備書の説明の中で質問いただければと思いますが、他にはよろしかったでしょうか。

続きまして、準備書の内容についての審議に入りたいと思います。まずは、事業の概要につきまして、地域概況、環境項目の選定等、前回の審査会で事業者からご説明いただきました際に触れられなかった点を中心に、事務局より補足説明をお願いします。

[事務局] (事業計画、地域概況、環境項目の選定について説明)

[会 長] ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

[委 員] ルート4について、東側からの事業予定地に入るようにしたらどうかという意見があったかと思います。この道路の凹凸の状況を見ると、この東側からのアクセスは、路面の凹凸が大きく、逆に、近隣住民の方に与える環境負荷が大きくなる可能性もあると思います。

通学路の安全性という点と、新たなルートの路面の状況を加味し、どちらがいいのか総合的に判断する必要があると思いました。

[事務局] ルート4は、かなり整備されておりますが、東側からのアクセス時に利用する堤防道路は凹凸が大きいこと、また、鉄道が通っており踏切もありますので、渋滞が発生する可能性もあります。また、堤防道路の幅員が5m程度のため、すれ違うのも難しい状況が予測されますので、総合的に判断し、事業者を検討していただくことになるかと思えます。

今いただいたご意見も伝えさせていただき、今後の対応方法について事業者を確認させていただきます。

[会長] 続きまして、それぞれの環境項目についての審議に入りたいと思います。

最初は「大気質」の内、「水面の埋立てによる大気汚染」について事務局より説明をお願いします。

[事務局] (大気質のうち水面の埋立てについて説明)

[会長] ただいまの説明につきましてご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

[会長] 最大値を示す黒丸は工業地帯で、住宅のエリアではなかったということでしょうか。夏は右岸側、他の季節は左岸側の橋の辺りだったかと思いますが。

[事務局] 夏は事業予定地の北側、他の季節は南西側に最大着地濃度地点が出ております。事業予定地周辺の用途地域は図書93ページに記載されておりますが、南西側は工業地域、北側も工業専用地域か工業地域、住居地域は南東側となっており、住居地域からは外れております。

[会長] 工事着工後13～15ヶ月目は、海側では掘削、上流側では左岸側で掘削を行っているのでしょうか。工事工程を示した表がどこかにあったかと思いますが、粉じんが高くなるのは建設機械が多く稼働しているということでしょうか。

[事務局] 工事着工後13～15ヶ月目の作業内容については、図書130ページに記載されております。予測の対象とした作業ということで、地盤改良、盛土及び河道内仮締切となっており、地表面の作業を行っております。そのため粉じんが発生するという予測・評価を行っております。

[会長] 粉じん対策として、散水やシートを張ることが上げられていましたが、やはりこれらが最善ということでしょうか。

[事務局] なかなか画期的な対策がないものかと思いますが、散水して湿らせることで粉じん発生を抑制する、土を運ぶ際にはしっかりシートをかけてそこから漏れないようにするというのが一般的な対策かと思えます。

[会長] 「大気質」の内、「建設機械の稼働による大気汚染」について事務局より説明をお願いします。

[事務局] (大気質のうち建設機械の稼働について説明)

[会長] ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

[会長] 粉じんの時と同様、南西側で最大を示しておりますが、地形の構造が原因なのでしょうか。

[事務局] 下流側で建設機械が多く稼働する時期に予測評価を行っていることが主な原因と考えております。

[会長] 下流側と上流側で工事主体が違うため環境影響が最大となる時期が別々になるというわけではなく、工事全体で最大の時期がいつかという記載内容だったと思いますが、上

流側、特に住居近辺で粉じん、NOx、SOxが多いなどの予測は行っていないのでしょうか。

[事務局] 下流側と上流側で工事主体が異なることは考慮しておらず、本準備書では工事全体の中で、最大となる時期の予測を行っており、下流側で影響が高くなる時が予測時期の条件として設定されております。

しかし、ご質問いただきました、上流側にある住居近辺ではどうかということで、上流側で建設機械が多く稼働する際にどの程度の影響が予測されるのかということは、懸念される場所ではありますので、事業者を確認させていただきたいと思います。

[会 長] 続きまして、「大気質」の内、「工事関係車両の走行による大気汚染」について事務局より説明をお願いします。

[事務局] (大気質のうち工事関係車両の走行について説明)

[会 長] ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますか。

[会 長] 図書 162 ページの表 2-1-20 の No. 2・4 で、大型車両は 9～17 時のため、通学時間を考えると大丈夫かと思いましたが、17 時では下校時間と重なってしまうかと思います。そこを上手く工夫できないのか、と最初に質問があったかと思います。

また、小型車両が 2 台、4 台と少ない台数ではありますが、これはどのような設定なのでしょう。

[事務局] 工事作業者の通勤退勤で使用するのではと思われます。ただ、全員がバラバラに乗って来ると負荷がかかりますので、乗り合わせで来る、また、名鉄の駅が近いので公共交通機関を利用することは行うとしても、少ない台数は使う必要があるということで設定されているものと思われます。詳細については事業者を確認させていただきます。

[委 員] 交通量などのデータが、令和 2 年度のものを使用していますが、このコロナ禍において、工事など自粛等で影響があったのではと思います。今後、事業活動などが活発になっていくことを考えると、データが少し違ってくるのではないのでしょうか。

[事務局] 大気汚染の常時監視の測定結果を見ると、平成 30 年から令和 2 年かけて徐々に減ってきているのは事実かと思えます。ただ、バックグラウンド濃度が低くなると、建設機械の稼働に伴う排出量による寄与率は上がっていく方向に進んでいきます。つまり、本事業の影響の割合が多くなることから、事業者にとっては、ある意味マイナスの方向に働いているという状況になるかと思えます。

そのため、各環境保全措置をしっかりと検討し実施する必要がありますので、コロナ禍のデータをバックグラウンドとして予測評価することは、必ずしも事業による影響を小さくするものではないと考えております。

[会 長] 続いて、「悪臭」について事務局より説明をお願いします。

[事務局] (悪臭について説明)

[会 長] ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ありましたらよろしくお願いします。

[会 長] 2 点あります。現状はヘドロ層が表面に露出していないからアンモニアなどが検出されていないと思います。しかし、ヘドロ層が露出し外気に触れた時が最も影響が大きくなると思いますが、その際の予測はしていないのでしょうか。

[事務局] 下にあるヘドロ層についてのご質問ですが、一般的には川とか海とか下に溜まっているヘドロというのはかなり硫黄臭いというか、臭いがかなり強いものを想像されるかと

思います。このことについては本準備書で記載されておらず、定性的な予測・評価を行っております。

汚染土の状況調査のため、平成 29 年度にサンプリングをしたとありますので、汚染土の状況やヘドロ層の臭いなどのデータがあるのか事業者を確認させていただきます。

[会 長] そうすると、臭気指数が 15 とか 20 に上がってしまうようなことも起こり得るかと思いい、質問させていただきました。

[事務局] 臭気指数は、人間の鼻で感じ取った臭いを数値化したもの、特定悪臭物質濃度は、サンプリングした空気に物質がどの程度含まれるのかを分析した値になります。

開削した際に、風向きによってはある程度の臭いが出てくる可能性はあるかと思ひますので、どの程度のものを想定しているのか、また、こういった対策があるのかということについて、事業者を確認させていただきます。

[会 長] ボックスカルバートを埋めるため掘削した時に出てきたヘドロ層を、エコチューブ袋に入れて水分を取り除き、脱水されたものをまた埋め戻すという話だったかと思ひます。その際に、臭い成分や或いはヘドロ層に水銀が大量に入っていたかと思ひますが、これらは水として出てこないのか、誰が出てこないことを保証しているのかというのが不安ですが大丈夫なのでしょうか。

[事務局] 掘削したヘドロ層は一旦エコチューブ袋に入れて仮置きして、水を抜いた後に、またボックスカルバートの横に埋め戻す、つまり、場外に運び出すのではなくて事業予定地の中で埋め戻すというような事業計画になっています。

このエコチューブ袋の性能がどのように担保されているのかといったご質問だったかと思ひます。説明会でも住民の方からご心配の声も上がっており、また、準備書でもエコチューブ袋の性能について特に触れられておりませんので、事業者を確認し、資料等ありましたら、次回以降の審査会資料として、お示しできればなと思ひます。

[会 長] 是非、お願いします。住民の方たちもすごく不安になっていて、質問のところで、多少は臭いがあるのかというような内容もあったかと思ひますので、そこは担保してあげることができたらいいかと思ひます。

[会 長] 脱水した水は現地で処理するという説明だったかと思ひますが、そこで水が乾燥したら埃も立つ可能性もありますので、脱水された水に汚染物質が含まれていないという担保が欲しいなと思ひました。

粉じんについても、有害物質が飛散しないようにということが懸念されるかと思ひます。

[事務局] 排水自体は最終的に有害物質排水処理施設がありますので、外部に出ていくことはないと思ひますが、今ご質問いただきました、排水処理に入る前はどうか、また、その中に有害汚染物質が含まれていたら、付着した土が飛散した際に周辺の環境に及ぼす影響というのを懸念されているのかなと思ひます。また、ヘドロ層が露出する計画となっており、ここが乾燥した際には、含まれている物が、粉じんとして飛散する可能性もあります。

これらの対策や周辺への影響をどのように考えているのかについて、事業者を確認させていただきます。

[会 長] 何かご質問、コメント等はございますか。質問等ございましたら、メール等で事務局にご連絡いただければと思ひます。

本日の準備書の項目については終わりにさせていただきます、これ以降は次回に回したいと思ひます。

次に報告に入らせていただきます。

事後調査報告書が 3 件ございます。

まず初めに名古屋市公共下水道平田水処理センター事後調査結果中間報告書（工事中）（その 4）」について、事務局から報告をお願いします。

[事務局] 今回、事後調査3件の報告をさせていただきますが、最初に「事後調査結果中間報告書」の位置付けについて簡単にご説明させていただきます。

名古屋市環境影響評価条例が平成11年から施行されておりますが、施行当時は、最初にどういった事後調査をするかという「計画書」と、工事期間が非常に長くても、最後のまとめの「事後調査結果報告書」が提出される仕組みでした。

この仕組みですと、工事期間が長い場合、工事中がどのような状況か分からないという問題点がございましたので、平成25年に条例改正を行い、「事後調査結果中間報告書」という制度を設けました。

工事期間が長い場合には、3年に一度報告をいただくという形になってございます。今回、平田水処理センター、勅使ヶ池墓園、JR関西本線・近鉄名古屋線の連続立体交差についてはその4となっておりますが、3年ごとに出てくる報告書が4回目という位置付けになってございます。

報告1 名古屋市公共下水道平田水処理センター事後調査結果中間報告書（工事中）（その4）について

[事務局] （名古屋市公共下水道平田水処理センター事後調査結果中間報告書（工事中）（その4）について説明）

[会長] ただ今の報告につきまして、ご意見ご質問等がありましたらよろしくお願いいたします。

[会長] まだ地下水汚染の浄化対策を検討しており、あまり進んでいないということです。質問も少ないかと思います。年代を見ると、かなり前から始まっていることが、一つポイントかと思いますが、平成初期だったでしょうか。

[事務局] 現在のアセス手続きで、方法書に該当するものが昭和55年に始まっており、工事着手が平成初期となっております。そこから30年ほど経つ計画となっておりますが、現在は地下水や土壌汚染の対策について検討している状況であり、工事は止まっているというふうに聞いております。

報告2 名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その4）について

[会長] 次に「名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その4）」について、事務局から報告をお願いします。

[事務局] （名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その4）について説明）

[会長] ただ今の報告につきまして、ご意見ご質問等がありましたらよろしくお願いいたします。

[会長] また何かございましたら、メール等で連絡をいただければと思います。

報告3 都市高速鉄道 JR 関西本線・近鉄名古屋線（八田駅付近連続立体交差）事後調査結果中間報告書（工事中）（その4）について

[会長] 最後に「都市高速鉄道 JR 関西本線・近鉄名古屋線（八田駅付近連続立体交差）事後調査結果中間報告書（工事中）（その4）」について、事務局から報告をお願いします。

[事務局] (都市高速鉄道 JR 関西本線・近鉄名古屋線(八田駅付近連続立体交差)事後調査結果中間報告書(工事中)(その4)について説明)

[会長] ただ今の報告につきまして、ご意見ご質問等がありましたらよろしく願いいたします。

[委員] 工事が実施されていない理由と、実施しないことにより、何か置き去りになっていて、邪魔となっていることはないのでしょうか。

[事務局] 事業者からは、もう一つの複線化については未定という報告を受けております。また、最終的には高架のための柱をもう一つ建てる必要があり、恐らく土地は空いているかと思いますが、特に何か問題があるというようなことも報告は受けておりません。

[委員] 複線化が休止になっているのは、コロナ禍など経済状況が問題ということでしょうか。

[事務局] 現在は単線で運行しており、複線化までには至っていないという状況かと思います。

[会長] 他にどなたかございますか。

ただいまの3件の中間報告書について、工事期間が長いとのご説明でしたが、計画当初から各種法令の規制等も変わっているかと思います。それについてこの環境影響評価の手続きも今後どのような形で取り扱っていったらいいかご説明いただけますか。

[事務局] 環境影響評価手続きが昭和から始まり、これまで工事が続いている、また、中断している事業もあるという状況で、昭和、平成、令和と変わっていく中、各種法令や市環境影響評価条例も改正されているが、今後どのように取り扱っていくべきものなのか、ということをご質問いただきました。

まず、各種法令の規制が変わっているという点についてですが、大気、騒音、振動、廃棄物、温室効果ガスなど、時代が変わるにつれて、その時々状況によって法令は変化していきます。環境影響評価手続き云々というよりは、その事業の中で、その時代に合った法令を遵守していただくというのは、各事業者の責務かなと考えております。それに伴い、環境影響評価手続きの中でも、報告いただくものは報告いただくというふうと考えております。

また、環境影響評価手続きでございますが、事業の内容などが変更した場合、変更届を出していただく規定がございます。必要に応じて、環境影響評価手続きをもう一度やっていただくこととなりますが、その際には環境影響評価審査会の意見を聞きながら判断していくと、というような規定となっております。

中断中の事業は、中断後5年以上経過してから工事を再開する際には、アセスの再手続きが必要かどうかを協議していただくということが条例の施行細則の中で規定されておりますので、中断中の事業を再開する場合には、アセス再手続きが必要かどうかという判断をしていくことを考えております。

[会長] 時代に合った法令を遵守してもらうということですね。

ありがとうございました。

委員の方々から、今の報告のみならず、全体でも構いませんが何かご質問等ございますか。

[会長] それでは、本日予定されていた議題は以上となります。
事務局から何かございますか。

[事務局] 本日はありがとうございました。次回の審査会ですが、11月17日木曜日、午後2時から、またWebで開催を予定しております。

内容は、大江川準備書について、騒音、振動、安全性、廃棄物等、温室効果ガスについてご審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

[会 長] それでは、これをもちまして本日の審査会を終了したいと思います。皆さんどうも、ありがとうございました。